

島田療育センター 院長 木実谷 哲史

新型コロナウイルス感染症対応に伴う外来の新規受け入れ制限の一部緩和について

拝啓 益々ご清栄のことと存じます。令和 2 年 4 月 7 日に政府から緊急事態宣言が発出されたのを機に、当センターにおける外来診療および外来リハビリテーションの新規受け入れ体制を縮小してまいりました。種々の報道からは徐々に明るい兆しも見えてまいりましたが、一方で完全な感染の収束までにはまだかなりの期間が必要なことも明らかとなってきました。

当センターといたしましては引き続き感染拡大防止に努めるとともに、専門性の高い医療機関として果たすべき役割を可能な限り遂行していく必要もあると考え、当面は下のような体制をとることといたしました。

- ・発達障害（疑いを含む）および児童精神科領域の初診をお受けする範囲を下記のように若干拡大します。

多摩市および稲城市・町田市・日野市・相模原市緑区と中央区・川崎市麻生区
国立市の谷保、泉、青柳・府中市の四谷、住吉町、南町
八王子市の八王子バイパスより東側かつ湯殿川より南側
(八王子市のその他の地域は系列の「島田療育センターはちおうじ」で承ります)

- ・重症心身障害児の初診については別途ご相談ください。
- ・幼稚園や小中学校などでご記入いただく「こどもの生活シート」は従来、初診時に必ずお持ちいただくこととしておりましたが、休校中あるいは分散登校等が実施されている期間は通学・通園が週に 10 時間以上となった時点でお持ちいただければ結構です。なお、緊急事態宣言下でも保育所等に定期的に通所されている方は従来通り、初診の時点でお持ちください。
- ・就学相談・障害者年金申請等のための知能・発達検査は原則として実施いたしません。
- ・摂食・嚥下機能の評価およびリハビリテーションは原則として中止いたします。

今後、近隣において感染拡大が再び起きた場合には、やむを得ず外来診療および外来リハビリテーションを縮小あるいは停止せざるを得ないこともあり得ます。予めお含みおきください。多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ならびにご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具